

# JCMAS

社団法人 日本建設機械化協会規格

## 建設機械 — 輸送用分解仕様書様式

JCMAS F 016 : 1999

平成 11 年 7 月 5 日 制定

社団法人 日本建設機械化協会 標準化会議 審議

## まえがき

この規格は、社団法人日本建設機械化協会規格（JCMAS）並びに標準化推進に関する規定に基づいて、標準化会議の審議を経て会長が制定した社団法人日本建設機械化協会規格である。

この規格の一部が、技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。社団法人日本建設機械化協会の会長及び標準化会議は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案出願にかかわる確認について、責任をもたない。

---

平成10年12月9日 社団法人日本建設機械化協会標準化会議で審議・承認

WTO/TBT協定に基づく意見受付開始日：平成11年2月15日

意見受付終了日：平成11年4月15日

制定：平成11年7月5日

この規格についての意見又は質問は、社団法人日本建設機械化協会標準部（〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5-8 機械振興会館 201-2 Tel 03-5776-7858）にご連絡ください。

# 建設機械 — 輸送用分解仕様書様式

## Construction machinery -

### Standard form of disassembling specifications for transportation purpose

1. **適用範囲** この規格は、建設機械の一部を輸送の目的で分解することに関し、分解する部分を明確にし、かつ分解部分の質量、寸法を明示するための仕様書様式を規定する。

この規格は、製造業者が定めた仕様の建設機械 (1) (2) に適用する。

注 (1) 特殊仕様、改造品などは含まない。

(2) 鉱山、採石現場などで使用され、通常他の現場などへの輸送がない機械は含まない。

**備考** この規格は、商用仕様書に適用する。

2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む）を適用する。

JIS Z 8401 数値の丸め方

3. **仕様書の様式** 仕様書の様式は、表 1 による。

4. **仕様書記入要領** 機械の型式、作業装置の種類などごとに仕様書に記入する。

4. 1 **機械名** 機械名を記入する。

4. 2 **製造業者名** 製造業者名を記入する。

4. 3 **型式名称** 型式名称を記入する。

4. 4 **呼び能力・呼び容量など** 機械の呼び能力・呼び容量などを記入する。

4. 5 **主要仕様** 主要仕様を記入する。

4. 6 **分解部分番号** 分解部分の各々に連番号を付けて記入する。

4. 7 **分解部分名** 分解部分の各々に製造業者が定めた名称を記入する。

4. 8 **寸法** 寸法は、次の項目についてメートル（m）の単位で記入する。数値は、JIS Z 8401 によって丸める。

a) **長さ** 分解部分の長さを記入する。

b) **幅** 分解部分の幅を記入する。

c) **高さ** 分解部分の高さを記入する。

4. 9 **質量** 質量は、分解部分の質量をトン（t）の単位で記入する。数値は、JIS Z 8401 によって丸める。

4. 10 **数量** 各分解部分の数量を記入する。

4. 11 **備考** オプション部分などは、備考欄にその旨を記入し明示する。

4. 1 2 分解組立用特殊工具，装置など 分解組立の目的で，その機械専用に製作されたもので，分解組立にその器具を必要とするものは，名称，寸法，質量，数量を記入する。

5. 分解図の様式 分解図の様式を図 1 に示す。全装備状態の図は，標準仕様の全装備状態の概略図を示し，分解部分の図は，分解部分の概略図を示し，両者を引出線により結ぶ。

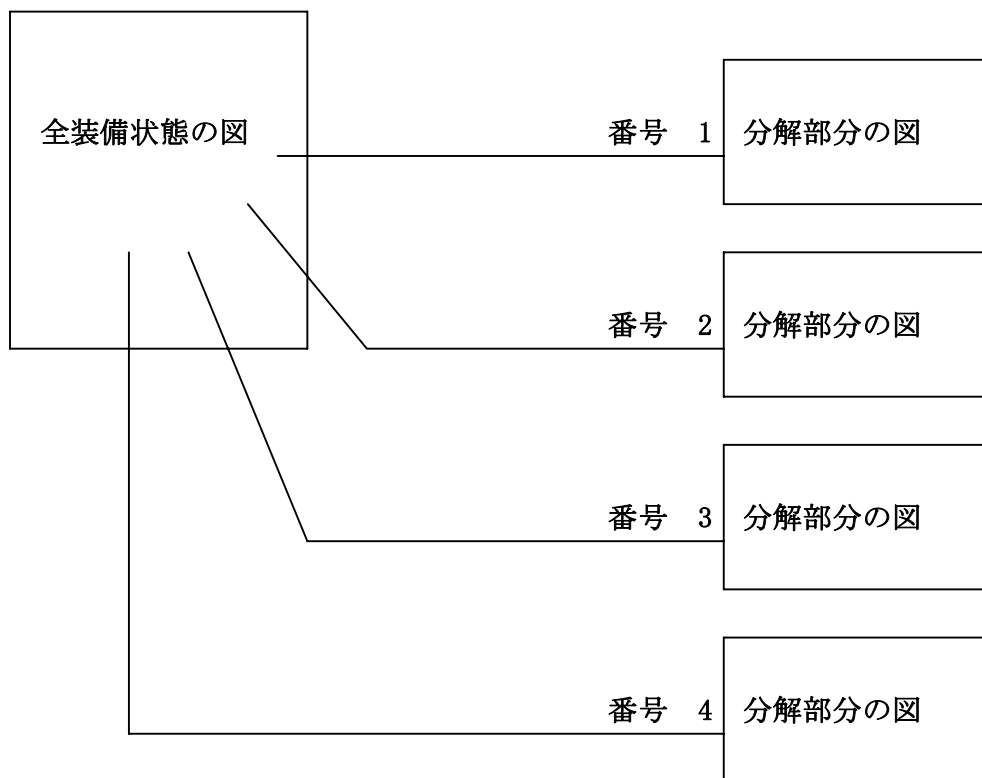
なお，分解組立用特殊工具，装置なども必要に応じ図示する。

6. 取扱説明書などへの記載 輸送用分解仕様書は取扱説明書などに記載する。

表 1 輸送用分解仕様書様式

機械名				製造業者名			
呼び能力・呼び容量など				型式名称			
主要仕様							
分解部分番号	分解部分名	寸法 (3)			質量 (3) (t)	数量	備考
		長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)			
1							
2							
3							
4							
5							
.							
.							
.							
分解組立用特殊工具，装置など							

注 (3) 質量，寸法には使用者が改造した部分は含めない。



(注) 必要に応じ引出線により分解部分を指示する。

図 1 分解図の様式

JCMAS F 016 : 1999

# 建設機械 一 輸送用分解仕様書様式 解説

この解説は、本体に規定した事項、及びこれに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

## 1. 制定の趣旨及び経緯

1. 1 制定の趣旨 建設機械は保管地から現場、現場から現場、また現場内と常時移動して使用され、移動は自走するか、トレーラ、トラック、船舶、航空機などにより行われる。

この際、移動地の条件や道路条件によっては、作業状態のままでは質量、寸法の関係で移動出来ない場合がある。

大型建設機械を道路搬送するにあたり守らなくてはならない法令は道路運送車両法、道路交通法、道路法である。これら法令で定められている道路を走行できる車両の大きさ、質量の制限値及び制限値を超える車両の走行許可などは次の通りである。

項目	道路運送車両法	道路交通法	道路法
幅の制限値(m)	2.5	車両の幅	積載状態で 2.5
長さの制限値(m)	12	車両の長さの 110%	積載状態で 12
高さの制限値(m)	3.8	3.8	積載状態で 3.8
重量(質量)の制限値(t)	20(最遠軸距値条件及び一部区間で20-25)	道路運送車両法の値	積載状態で20(最遠軸距値条件及び一部区間で20-25)
制限値を超える車両の走行許可	地方運輸局長の緩和自動車の認定を得て登録。	出発地警察署長の許可を受ける。	通行経路の道路管理者の条件つき許可を受ける。*

\* 道路法では、道路管理者が申請に対して車両の大きさ・質量及び申請経路の道路状況に応じてA, B, C, Dの条件を付して許可している。(A条件:特に条件なし。B条件:徐行及び連行禁止。C条件: B条件に前後に誘導車配置。D条件: C条件に他車併走禁止。)

大型の建設機械は作業状態で上記の制限値を超えるものが多く、道路を搬送する際には制限値におさまるよう機械を分割して搬送することが必要になる。大型建設機械の使用者及び運送業者は道路上を輸送のたびに、搬送方法を検討する必要がある。従って、建設機械の製造業者は、設計時に、性能・安全性を損なうことなく、経済性・利便性を考えた分割方法を考慮し、使用者に対しては取扱説明書などに分解、搬送の方法を明記することが必要である。このため、輸送用分解仕様書様式を定めて工事発注者、コンサルタント、製造業者、使用者、運送業者などが同一の認識を得ることが必要である。この観点より、建設機械の分解に関して、関係者が必要とする仕様について、社団法人日本建設機械化協会規格(JCMAS)を作成した。

なお、建設機械の輸送のため、様々なレベルでの分解が考えられるが、この規格では、製造業者の推奨する分解方法を記述することとし、但し、少なくとも道路法にいう D 条件での許可を得て輸送できるようにすることを前提としている。

**1. 2 制定の経緯** この規格の原案は、平成 9～10 年度に社団法人日本建設機械化協会技術部会の大型建設機械分解輸送委員会で同協会機械部会の基礎工事用機械技術委員会の協力を得て審議し作成された。次いで、この原案を基にして同協会規格部会規格委員会の審議を経て、規格部会運営連絡会より同協会標準化会議に提出され、審議の結果承認された。承認された案文に関して、WTO/TBT 協定に基づく意見受付の公告を財団法人日本規格協会発行の“標準化ジャーナル”誌上で行い、平成 11 年 2 月 15 日より意見受付開始、平成 11 年 4 月 15 日意見受付終了し、平成 11 年 7 月 5 日付けで制定された。

**2. 適用範囲 (本体の 1.)** いったんある現場で使用され、その後、他の現場に輸送されることのない建設機械（鉱山や採石現場などで使用される大型機械にはそのようなものが多い）は、分解仕様の必要性が薄いので、適用範囲に含めないこととした。また、特殊仕様、改造品なども対象外としたが、機械の改造業者などがこの規格に準じて分解仕様書を作成するのは差し支えないと考えられる。

### 3. 各構成要素の内容

**3. 1 仕様書様式 (本体の 3.)** 仕様書の例を解説表 1 に示す。

**3. 2 呼び能力・呼び容量など (本体の 4. 4)** 呼び能力・呼び容量などは、適用対象の機械に関する JIS、JCMAS、日本建設機械要覧などで規定・記述する能力、定格容量などにより記入する。

**3. 3 主要仕様 (本体の 4. 5)** 記入すべき主要仕様などは機種により異なり、例えば下記がある。

機種	主要仕様に記入すべき事項
ブルドーザ	リッパ有無、クローラの種類、キャブ・ROPS の有無など
バックホウ	作業装置名称、クローラの種類、専門機械仕様など
クローラクレーン	標準ブーム・最長ブーム長さなど
タワークレーン	ポスト・ジブの最短（或いは基本）・最長長さなど
トラッククレーン	トラッククレーン・オールテレーンクレーンの別、ブーム・ジブの最短（或いは基本）・最長長さなど
クローラ式杭打機	標準（或いは基本）リーダ長さ、回転式リーダなど
オールケーシング掘削機	揺動式・全回転式、掘削口径（最小～最大）、掘削トルクなど
アースドリル	ブーム（基本・最長）長さ、最大掘削深度など
サンドパイル打機	リーダ長さ、バイプロ出力、貫入長さなど
粉体噴射攪拌機	有効改良深度、攪拌翼径・数、攪拌トルク、動力など

**3. 4 分解図の様式 (本体の 5.)** 分解図の例を解説図 1 に示す。

**4. 原案作成委員会の構成表** 原案作成委員会の構成表を、次に示す。

原案作成委員会（社団法人日本建設機械化協会建設機械輸送用分解仕様書様式 JCMAS 原案関係者）名簿

氏名	所属
(委員長) 成田 秀志	建設省建設経済局建設機械課
(副委員長) 稲垣 孝	建設省建設経済局建設機械課
(副委員長) 山元 弘	建設省関東地方建設局道路部機械課
(委員) 両角 和嘉	建設省関東地方建設局東京国道工事事務所機械課 (協会機械部会基礎工事用機械技術委員長)
(委員) 鈴木 勇一	調和工業(株)(協会機械部会基礎工事用機械技術委員会幹事長)
(委員) 松本 毅	(株)小松製作所(協会機械部会トラクタ技術委員長)
(委員) 渡辺 正	日立建機(株)(協会機械部会ショベル技術委員長)
(委員) 斉藤 英晴	建設省関東地方建設局京浜工事事務所機械課 (協会機械部会荷役機械技術委員長)
(委員) 内田 保之	社団法人日本建設機械化協会

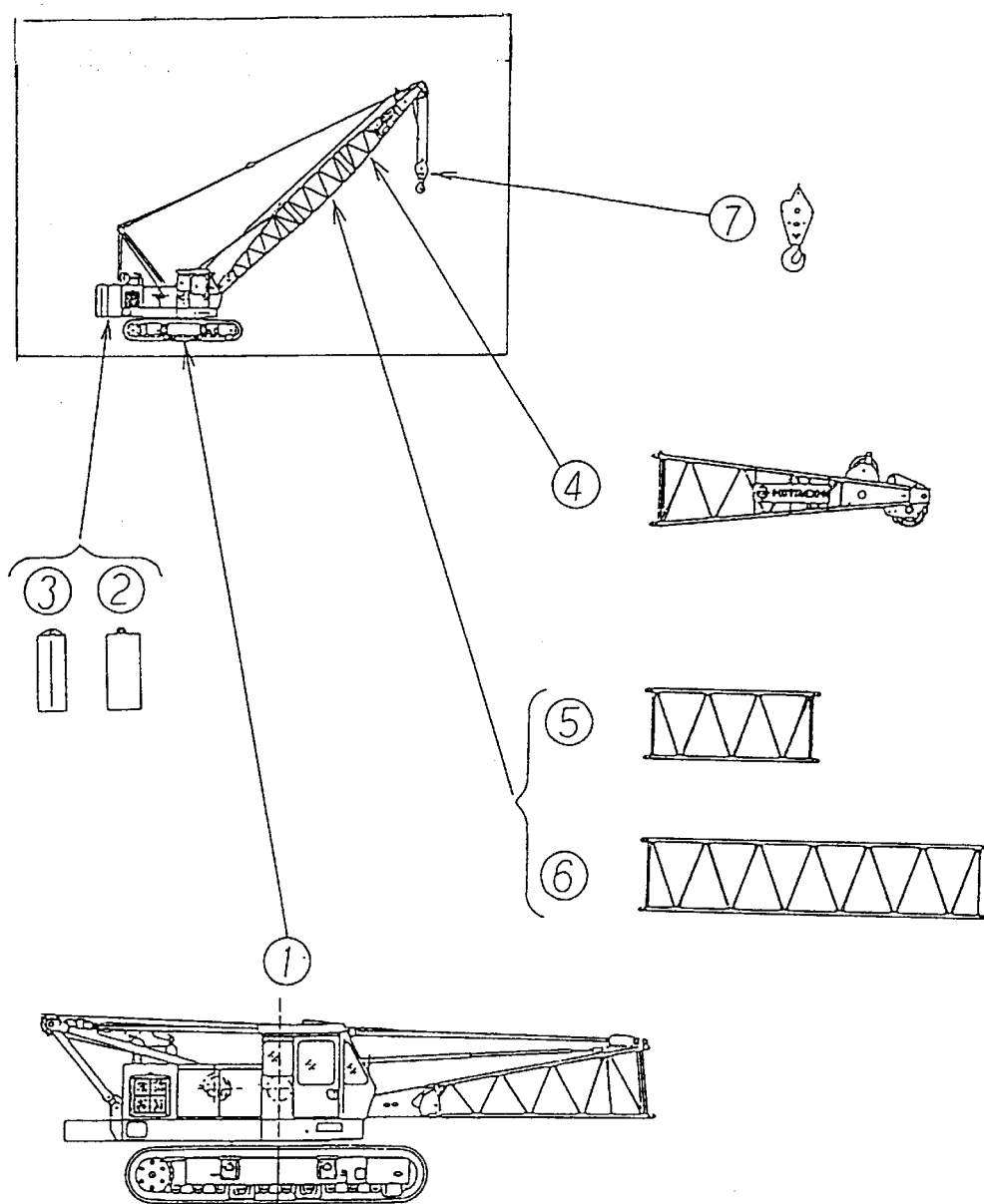
解説表 1 輸送用分解仕様書の例

機械名	クローラクレーン	製造業者名	〇〇工業(株)				
呼び能力・呼び容量 など	油圧ロープ 40 t 吊り	型式名称	〇〇 KH40-3C				
主要仕様	基本ブーム 12m 最長ブーム 40m						
分解部分 分番号	分解部分名	寸法 (3)			質量 (3) (t)	数量	備考
		長さ (m)	幅(m)	高さ (m)			
1	本体(下ブーム付)	9.70	3.20	3.10	32.5	1台	クローラ付
2	カウンタウエイト No1	3.12	0.75	1.31	5.9	1個	
3	カウンタウエイト No2	3.12	0.60	1.31	6.1	1個	
4	上ブーム	4.90	1.35	1.35	0.8	1本	
5	中継ぎブーム(3m)	3.10	1.35	1.35	0.3		オプション
6	中継ぎブーム(6m)	6.10	1.35	1.35	0.5		オプション
7	15t フック	1.32	0.58	0.31	0.3	1個	
.							
分解組立用特殊 工具, 装置等	リフタ 2.00m×0.30m×0.30 m, 1.2t						

注 (3) 質量, 寸法には使用者が改造した部分は含めない。



記入例



解説図 1 分解図の例